

※令和4年11月7日付で公表する「要求水準書（案）（令和4年11月）」においては、本別紙を適用しない。

別紙4

参考資料の貸与

参考資料の貸与を次のとおり実施する。

- 貸与日 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（予定）
（平日午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで）
- 貸与資料 貸与する参考資料は、下表のとおり

別表 参考資料一覧

番 号	名 称
貸与資料1	第一戸塚線口径1200mm配水管更新工事に伴う設計業務委託（基本設計）報告書 令和2年10月（参考）
貸与資料2	第一戸塚線口径1200mm配水管更新工事に伴う地質調査業務委託 報告書 令和3年3月（参考）
貸与資料3	第一戸塚線口径1200mm配水管更新工事に伴う地質調査業務委託（その2） 報告書 令和4年3月（参考）
貸与資料4	第一戸塚線口径1200mm配水管更新工事に伴うDBアドバイザー業務委託 中間報告書 令和4年10月（参考）
貸与資料5	水道工事設計積算要領 令和4年7月版

- 申請期限 令和 年 月 日 午後5時まで
- 申請方法 電子メールによる資料貸与申請書（別紙5－様式1）の提出
なお、送信者は電子メールの送信後、水道局に対し、申請期間中の平日午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に、送信確認の電話連絡を行うものとする。
- 申請先 横浜市水道局施設部建設課設計係
〒240-0046 横浜市保土ヶ谷区仏向西4番1号 西谷第2分庁舎
（電話番号） 045-331-5560
（電子メール） su-kensetsu@city.yokohama.jp
- 貸与方法 5に示す場所での直接配布
- 注意事項
 - 資料媒体は電子データ（DVD-R）とする。
 - 貸与日時については、申請者に別途通知する。
 - 同一社内で異なる部署からの申請がないように、事前に社内で申請状況を確認すること。
 - 資料貸与時の質疑は受け付けない。
 - 資料貸与時に、守秘義務の遵守に関する誓約書（別紙5－様式2）の原本を提出すること。
 - 貸与資料は、本工事に係る技術提案や入札への参加を検討することを目的とした参考資料であり、本工事の条件、範囲、数量、その他契約事項を規定するものではない。

※令和4年11月7日付で公表する「要求水準書（案）（令和4年11月）」においては、本別紙を適用しない。

（別紙4－様式1）

令和 年 月 日

横浜市水道事業管理者

資料貸与申請書

令和 年 月 日付で公表されました「第一戸塚線口径 1200mm 配水管更新工事 要求水準書（令和 年 月）」に定められた資料の貸与を申請します。

法人名	
部署名	
担当者名	
電話番号	
電子メール	

※令和4年11月7日付で公表する「要求水準書（案）（令和4年11月）」においては、本別紙を適用しない。

（別紙4－様式2）

令和 年 月 日

横浜市水道事業管理者

住所又は

所在地

商号又は

名称

代表者

㊞

守秘義務の遵守に関する誓約書

当社は、今般、「第一戸塚線口径1200mm配水管更新工事」（以下「本工事」という。）に係る一般競争入札について、技術提案や入札への参加を検討することを目的（以下「本目的」という。）として、令和 年 月 日付で公表されました「第一戸塚線口径1200mm配水管更新工事要求水準書（令和 年 月）」に定められた資料（以下「守秘義務対象資料」という。）の貸与を受けることを希望します。守秘義務対象資料の貸与を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の貸与を受け、本目的以外のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 3 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、横浜市水道局（以下「局」という。）に対して、事前の書面による通知を行った上で、当社の関連会社（ここでいう関連会社とは当社が出資を受けている親会社並びに当社の連結子会社及び当社の持分法適用会社を指す。）及び協力企業（本目的に関し、協力を依頼する者等をいう。以下「第二次被開示者」という。）に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 4 当社は、自らの責任において、前2項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。
- 5 当社は、局から提供を受けた全ての守秘義務対象資料は、参考のために提供されるものであり、局はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

第2条（秘密の保持）

当社は、局から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合又は局の事前の承諾がある場合のほか、第三者に対し開示しま

せん。

なお、局の承諾は、当社及び第二次被開示者ごとに個別に受けるものとします。

第3条（善管注意義務）

当社は、局から提供された守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

局から提供された守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により局及び当社に認められる範囲内でのみ利用、保持し、かつ、法令等により局及び当社に要求される場所に従い適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、入札への参加に至らなかった場合及び入札への参加の結果落札者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより局に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（書類の破棄）

- 1 局から提供を受けた守秘義務対象資料は、本目的のために遂行する業務が終了した時点で、その写しを含めてすべて速やかに破棄することを約束します。また、この場合において、第二次被開示者に対して当該資料の全部又は一部を開示していたときは、当該第二次被開示者をして、開示を受けた資料及びその写しをすべて速やかに破棄させることを約束します。
- 2 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により当該資料を破棄することができない場合、当社及び第二次被開示者は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過したときは、速やかに当該資料・情報等をその写しを含めてすべて破棄することを約束します。

第8条（その他）

当社は、第1条から第7条までに定めるほか、守秘義務に必要な措置を講じます。

以上

リスク分担表(案)

(共通事項)

リスクの種類		リスクの内容	リスクの負担者	
			水道局	請負人
入札・契約リスク	入札手続きリスク	1) 入札説明書、入札手続き等の誤り・内容の変更によるもの	○	
	契約リスク	2) 水道局の事由による契約の未締結 3) 請負人の事由による契約の未締結	○	○
制度関連リスク	法令変更リスク	4) 法制度・許認可の新設・変更によるもの(本工事に直接の影響を及ぼすもの)	○	
		5) 上記以外によるもの		○
	消費税変更リスク	6) 設計及び施工に係る消費税の変更によるもの	○	
	税制変更リスク	7) 法人の利益に係る税制度の変更によるもの(法人税率等)		○
		8) 本工事に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○	
許認可リスク	9) 水道局の事由による許認可等取得遅延	○		
	10) 請負人の事由による許認可等取得遅延		○	
社会リスク	第三者賠償リスク	11) 水道局の提示条件、指図、行為を直接の原因とする契約期間中の事故によるもの	○	
		12) 上記以外によるもの		○
	住民対応リスク	13) 本工事の実施そのものに関する地元合意形成	○	
		14) 請負人が行う業務(調査・施工)に関する地元合意形成		○
	環境リスク	15) 水道局が行う業務に起因する環境の悪化	○	
		16) 請負人が行う業務に起因する環境の悪化		○
経済リスク	保険リスク	17) 設計及び施工段階のリスクをカバーする保険		○
	金利変動リスク	18) 本工事に係る、金利変動に係る費用増減リスク		○
	物価変動リスク	19) 本工事に係る、インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲内)		○
		20) 本工事に係る、インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲を超えた部分)	○	
その他	安全確保リスク	21) 設計及び施工における安全性の確保(地下埋設物の調査等)		○
	債務不履行リスク	22) 請負人の事由による(事業破綻、事業放棄等)工事の中止・延期		○
		23) 上記以外によるもの	○	
	不可抗力リスク	24) 不可抗力による工事内容の変更、工事の延期・中止に関するもの	○	△

○:主負担

△:従負担(不可抗力における費用負担については、一定程度までは請負人が負担し、それ以上は水道局が負担する。)

※不可抗力とは、調達公告時に示す工事請負契約約款(設計・施工一括)の規定による。

(設計・施工)

リスクの種類		リスクの内容	リスクの負担者	
			水道局	請負人
設計段階のリスク	測量・調査リスク	1) 水道局が実施した調査に関するもの	○	
		2) 請負人が実施した調査に関するもの		○
	設計リスク	3) 水道局の事由(提示条件や配管ルート等の大幅な変更等)による工事事目的物の設計等の完了遅延・設計費の増大	○	
		4) 請負人の事由(提案の不備、請負人の事由による履行遅れ、設計不備等)による工事事目的物の設計等の完了遅延・設計費の増大		○
施工段階のリスク	用地リスク	5) 工事事目的物の建設に要する資材置き場、仮設道路等の確保に関するもの		○
		6) 土壌汚染、地下埋設物、地質条件等に関するもの(要求水準書及び当該資料に定める参考資料で把握及び想定不可能なもの)	○	
		7) 土壌汚染、地下埋設物、地質条件等に関するもの(要求水準書及び当該資料に定める参考資料で把握及び想定可能なもの)		○
		8) 文化財の存在に関するもの	○	
	工事遅延リスク	9) 水道局の事由及び予見が困難な事象による工事の遅延・未完工工事費の増大	○	
		10) 請負人の事由による工事の遅延・未完工工事費の増大		○
	工事費増大リスク	11) 水道局の事由による設計変更等に伴う工事費の増大	○	
		12) 想定が困難な地下構造物や他企業埋設物等の移設等に伴う工事費の増大	○	
		13) 請負人の事由による工事費の増大		○
	要求性能リスク	14) 要求水準不適合(施工不良を含む)		○
工事監理リスク	15) 工事の監理に関するもの	○		
	16) 工事の現場管理に関するもの		○	
引渡前損害リスク	17) 工事事目的物の引き渡し前に、工事事目的物、工事材料又は建設機械器具等について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	

○:主負担

本工事における総価契約単価合意方式の運用方法（案）

1 単価協議の方法

- (1) 請負人は、契約締結後、設計図書（設計成果物を除く。）に基づいて、種別・細別を含めたレベル4までの工事費内訳書（内訳書（ α ））を作成し、水道局に提出する。
- (2) 水道局と請負人は、測量・詳細設計の着手前にレベル2、3の工種について単価合意する。
- (3) 請負人は、設計承諾した範囲について、本市積算単価によるレベル4までの工事費内訳書（内訳書（ β ））を作成し、水道局に提出する（測量については業務が完了し、内訳数量が把握できた段階で内訳書（ β ）を提出する）。内訳書（ α ）の合計額と内訳書（ β ）の合計額の比率（単価合意率（ a ））を算出する。
- (4) 内訳書（ β ）に単価合意率（ a ）を乗じた内訳書（ γ ）を作成する。
- (5) 内訳書（ γ ）の±10%以内に単価が収まり、かつ総額が内訳書（ α ）と一致するように単価を合意する。

2 運用方法の適用例

(1) (2) : 内訳書（ α ）の作成及び初回単価合意

レベル2	レベル3	レベル4	単位	数量	単価	金額	単価根拠
接続管路工			式	1	—	200,000,000	工事費内訳書
	小雀浄水場内		式	1	—	100,000,000	工事費内訳書
	...						

(3) : 内訳書（ β ）の作成及び単価合意率の算出

レベル2	レベル3	レベル4	単位	数量	単価	金額	単価根拠
接続管路工			式	1	—		
	小雀浄水場内		式	1	—	125,500,000	
	...						
	舗装版切断		m	200	600	120,000	本市積算単価
	舗装版掘削積込		m ²	200	300	60,000	本市積算単価
	管路埋戻		m ³	800	4,000	3,200,000	本市積算単価
	...						
...							

単価合意率（ a ） = $100,000,000 / 125,500,000 = 79.7\% \approx 80\%$ （小数点以下は四捨五入）

(4) : 内訳書 (γ) の作成

レベル2	レベル3	レベル4	単位	数量	単価	金額	単価根拠	
接続管路工			式	1	—			
	小雀浄水場内		式	1	—	100,020,000		
		...						
		舗装版切断	m	200	480	96,000	本市積算単価×(a)	
		舗装版掘削積込	m ²	200	240	48,000	本市積算単価×(a)	
		管路埋戻	m ³	800	3,200	2,560,000	本市積算単価×(a)	
	...							
...								

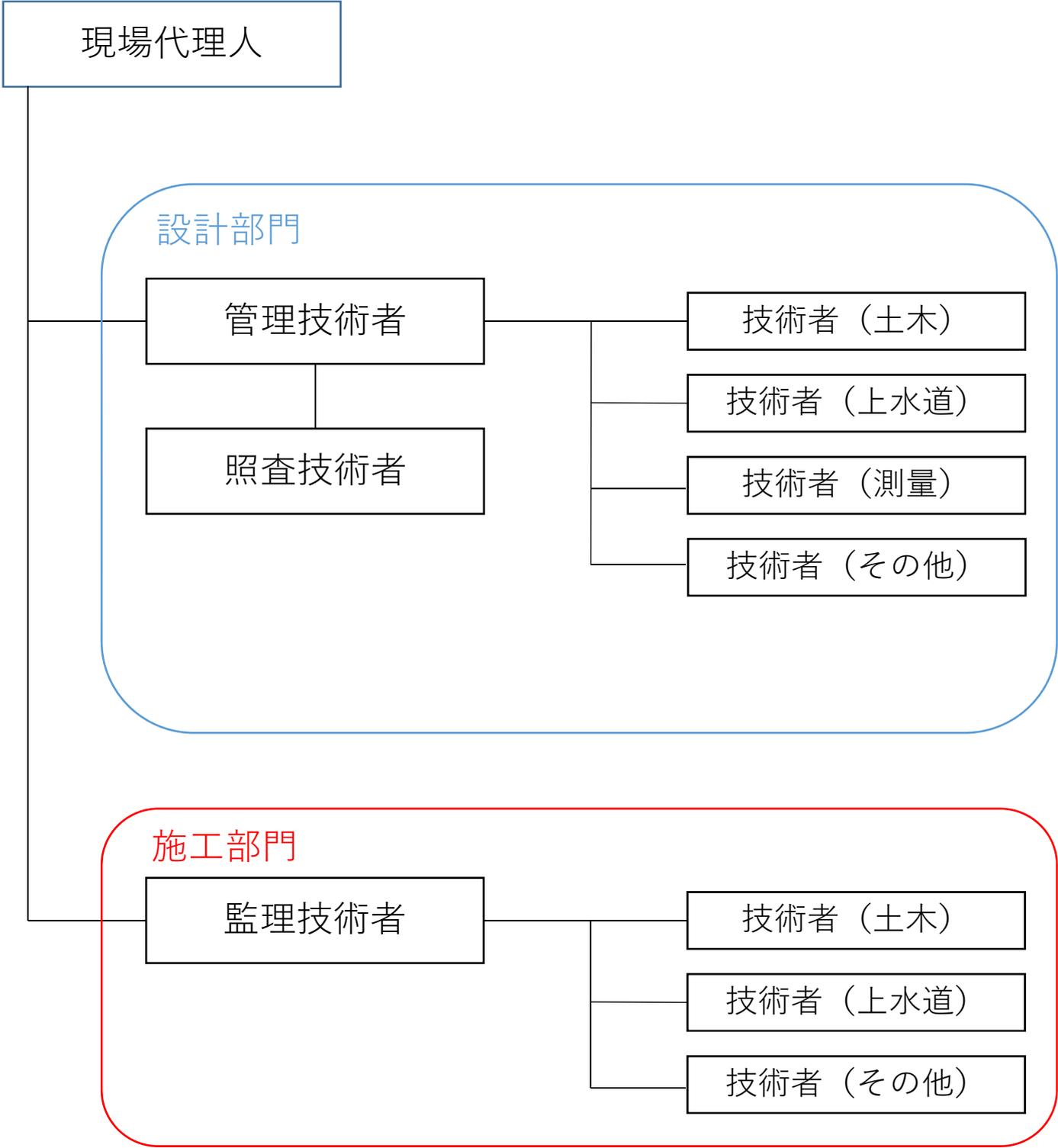
(5) : 単価合意 (2回目)

レベル2	レベル3	レベル4	単位	数量	内訳書 (γ)単価	単価	金額	単価根拠	
接続管路工			式	1	—		200,000,000		
	小雀浄水場内		式	1	—		100,000,000		
		...							
		舗装版切断	m	200	480	504	100,800	内訳書(γ)単価 ×105%	
		舗装版掘削積込	m ²	200	240	240	48,000	内訳書(γ)単価 ×100%	
		管路埋戻	m ³	800	3,200	3,180	2,544,000	内訳書(γ)単価 ×99.38%	
	...								
...									

3 経費の取り扱い

単価合意では、経費（共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費）についても合意した単価を採用する。

- (1) 初回単価合意時の経費は、レベル2の直工比により按分する。
- (2) 2回目単価合意以降、各工種の経費は独立したものとして考える。
- (3) 変更時は各工種の諸経費対象額の増減に応じて算出する。



衛生管理に関する特記仕様書

平成 6 年 8 月 1 日 制定
平成 26 年 1 月 17 日 改定

1 目的

本仕様書は、横浜市水道局浄水場（その所管区域内を含む。）において、工事請負、修繕工事、委託業務等（以下、「請負工事等」という。）にあたって、水道法（昭和 3 2 年法律 1 7 7 号）第 2 1 条に規定する健康診断の実施に伴う事項を定め、浄水場の衛生管理に万全を期すことを目的とする。

2 健康診断の対象者

健康診断の対象者は、請負工事等の作業に 5 日以上従事する者とする。ただし、沈殿池、ろ過池及び配水池等に係る請負工事等に従事する者については、すべて健康診断を行うものとする。

3 実施時期

- (1) 健康診断対象者は、請負工事等の現場着手前に健康診断を受診しなければならない。ただし、工事等の現場着手日から 3 か月前までの期間に、他で同等の健康診断を実施している場合はその証明書の提出を認める。
- (2) 第 2 回目以降の健康診断は、最初の受診日から起算しておおむね 1 8 0 日ごとに行う。ただし、沈殿池、ろ過池及び配水池等に係る請負工事等に従事する者については、おおむね 9 0 日ごとに行う。

4 検査項目

健康診断は、検査実施機関の細菌学的培養検査（赤痢・腸チフス・パラチフス・サルモネラ・腸管出血性大腸菌 O157 等）によるものとする。ただし、水道局が仕様書等に特別な定めをした場合はこの限りでない。

5 報告

健康診断実施後は、現場着手前に健康診断報告書を水道局に提出しなければならない。

6 その他

- (1) 請負工事等に従事する者は、健康状態に留意するとともに、水道水が汚染されないよう、衛生管理に特段の配慮を行わなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、解決にあたらなければならない。

横浜市グリーン購入の推進に関する特記仕様書

別紙 9

令和4年4月1日

本工事で使用する資材、建設機械、工法及び目的物のグリーン購入の推進に関しては、本特記仕様書によるものとするほか、「横浜市土木工事共通仕様書」、「水道工事標準仕様書」、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」、「同基本方針」の(別記)「特定調達物品等」及び「横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針」によるものとする。

なお、本特記仕様書に適用しない項目及び「その他」を適用する項目については「横浜市土木工事共通仕様書」、「水道工事標準仕様書」、「横浜市水道局設計標準図」によるものとする。

1. 適用

レのついている項目については、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」の(別記)「特定調達物品等」で定める判断の基準を満たすものを使用又は構築することとする。

2. 資材

品目分類	レ	品目名
盛土材等		建設汚泥から再生した処理土
		土工用水砕スラグ
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
		その他
アスファルト混合物		再生加熱アスファルト混合物
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
		中温化アスファルト混合物
		その他
路盤材等		鉄鋼スラグ混入路盤材
		再生骨材等(再生クラッシュラン、再生粒度調整砕石及び埋め戻し材、基礎材等)
		その他
小径丸太材		間伐材
		その他
混合セメント		高炉セメント
		その他
セメント		エコセメント
		その他
コンクリート及びコンクリート製品		透水性コンクリート
		その他
鉄鋼スラグ水和固化体		鉄鋼スラグブロック
		その他
吹付けコンクリート		フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
		その他
塗料		下塗用塗料(重防食)
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
		高日射反射率塗料
		その他
防水		高日射反射率防水
		その他

品目分類	レ	品目名
舗装材		再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)
		再生材料を用いた舗装用ブロック類 (プレキャスト無筋コンクリート製品)
		その他
園芸資材		バークたい肥
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)
		その他
道路照明		LED道路照明
		その他
中央分離帯ブロック		再生プラスチック製中央分離帯ブロック
		その他
タイル		セラミックタイル
		その他
建具		断熱サッシ・ドア
		その他
製材等		製材
		集成材
		合板
		単板積層材
		直交集成板
		その他
フローリング		フローリング
		その他
再生木質ボード		パーティクルボード
		繊維板
		木質系セメント版
		その他
木材・プラスチック複合材製品		木材・プラスチック再生複合材製品
		その他
ビニル系床材		ビニル系床材
		その他
断熱材		断熱材
		その他
照明機器		照明制御システム
		その他
変圧器		変圧器
		その他
空調用機器		吸収冷温水機
		氷蓄熱式空調機器
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
		送風機
		ポンプ
		その他

品目分類	レ	品目名
配管材		排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
		その他
衛生器具		自動水栓
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器
		大便器
		その他
コンクリート用型枠		再生材料を使用した型枠
		合板型枠
		その他

3. 建設機械

品目分類	レ	品目名
建設機械		排出ガス対策型建設機械
		低騒音型建設機械

4. 工法

品目分類	レ	品目名
建設発生土有効利用工法		低品質土有効利用工法
建設汚泥再生処理工法		建設汚泥再生処理工法
コンクリート塊再生処理工法		コンクリート塊再生処理工法
舗装(表層)		路上表層再生工法
舗装(路盤)		路上再生路盤工法
法面緑化工法		伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
山留め工法		泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法

5. 目的物

品目分類	レ	品目名
舗装		排水性舗装
		透水性舗装
屋上緑化		屋上緑化

6. 横浜市から排出される廃棄物を利用した再生材等

品目分類	レ	品目名
横浜市から排出される 廃棄物を利用した再生材等		せん定枝等利用の土壌改良材(はまっ子ユーキ)
		せん定枝等利用の生チップ
		下水道工事等で掘削した土に 下水汚泥焼却灰を混合して良質な埋め戻し材とした改良土
		下水汚泥焼却灰を混合して製造した人工軽量盛土材
		下水汚泥焼却灰を混合して製造した人工軽量骨材

7. その他

品目分類	レ	品目名